

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 第2号会計年度任用職員の給料は当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務に対する報酬であつて住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>勤勉手当</u></p> <p>第17条 第2号会計年度任用職員（英語指導助手及び国際交流員を除き、任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第16条の2の3の規定の例による。</p> <p>2 <u>第16条第2項の規定及び給与条例第16条の2及び第16条の2の2の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(英語指導助手又は国際交流員及び少人数学級臨時教諭の給料)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 第2号会計年度任用職員の給料は当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務に対する報酬であつて住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(英語指導助手又は国際交流員及び少人数学級臨時教諭の給料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。